

空き家等に関する市の補助事業



湯沢市では、空き家や倒壊した家屋の除却に対して次の補助事業を実施しています。

「補助事業を活用したい」 「内容を詳しく聞きたい」

という方は下段の担当まで御連絡ください。

注意！ 解体後の相談は対象外です。事前に御相談ください。

特定空き家等解体撤去資金助成事業

対象者：特定空き家等の所有者等または町内会等

対象物件：特定空き家等に認定された空き家

補助率：解体工事費用の 1/2（家財道具の処分費用は対象外）

補助上限額：所有者は 50 万円、町内会等は上限なし

※特定空き家等：損傷が著しく、周囲に悪影響を及ぼすおそれのある空き家



空き家等解体撤去促進事業

対象者：空き家の所有者等

対象物件：周囲に危険を及ぼすおそれのある空き家（特定空き家等の基準に満たない空き家）

補助率：解体工事費用の 1/2（家財道具の処分費用は対象外）

補助上限額：25 万円

倒壊家屋等除却推進事業

対象者：倒壊家屋の所有者等または町内会等

対象物件：倒壊した家屋等

補助率：除却費用の 1/2

補助上限額：所有者は 50 万円、町内会等は上限なし

このほか空き家バンクの制度もありますので
検討される方は下の担当まで御相談ください。

担当 湯沢市役所 市民生活部 環境共生課 市民生活窓口班

電話：0183-73-2115 FAX：0183-72-9611